

令和4年度事業計画



令和3年8月11日からの大雨災害
～ 避難所アセスメントを行う日赤救護班（武雄市）～

目 次

日本赤十字社佐賀県支部事業計画

□ 日本赤十字社の使命 (Mission statement)	
□ 令和4年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン (目標)	
□ 事業運営の基本方針	1
□ 事業内容	
1 災害救護活動	3
(1) 個々の救護員の能力向上	3
(2) 基盤となる救護体制の更なる強化	3
(3) 赤十字防災ボランティアとの協働	3
(4) 災害医療コーディネーターチームの更なる参画	4
(5) プロジェクトMへの参画	4
(6) 救護装備及び救援物資の整備	4
(7) 災害被災者に対する緊急物資等の配布	5
(8) 防災に関するセミナーの開催	5
(9) 臨時救護	6
(10) 赤十字看護師 (救護員) の養成	6
2 国際救援活動	7
3 救急法等の講習普及	7
(1) 救急法	7
(2) 水上安全法	7
(3) 健康生活支援講習	7
(4) 幼児安全法	7
4 赤十字奉仕団活動	9
(1) 地域奉仕団	9
(2) 青年奉仕団	9
(3) 特殊奉仕団	10
(4) 研修会等の開催および派遣	10
5 青少年赤十字 (JRC) 活動	10
(1) 青少年赤十字100周年記念企画	11
(2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター	11
(3) 青少年赤十字スタディー・センター	11
(4) 青少年赤十字防災教育	11
(5) 各種講習会等への指導者派遣	11
(6) 広報の強化	11

6 赤十字思想の普及	12
(1) 佐野常民生誕200年記念企画	12
(2) 全国赤十字大会	12
(3) 九州八県赤十字大会	12
(4) 世界赤十字デー	12
(5) 広報活動	12
7 赤十字会員及び活動資金の増強	14
(1) 会員及び活動資金増強の重点事項	14
(2) 会費募集目標額	15

唐津赤十字病院事業計画

唐津赤十字病院の基本理念・基本方針

令和4年度の重点的取組み

事業内容

1 安心・安全な医療の提供	16
(1) 唐津赤十字病院が担うべき医療の提供	16
(2) 質改善活動	17
2 地域医療連携の強化	17
(1) 地域医療支援病院としての機能強化	17
(2) 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化	18
3 働き方改革の推進	18
(1) 医療従事者の負担軽減	18
(2) 医療従事者の確保対策	18
(3) 職員満足度の向上	18

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

令和4年度 日本赤十字社佐賀県支部のビジョン（目標）

Mission statement〔日本赤十字社の使命〕

わたしたちは、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

日本赤十字社 長期ビジョン ～創立150年に向けて～〔目指す姿〕

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

長期戦略

〔事業戦略〕

- ・災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
- ・超少子高齢化における地域の健康・安全な生活の追求
- ・多様化が進む社会における人道の輪の拡大

〔運動基盤強化戦略〕

- ・会員の赤十字運動への参画促進
- ・奉仕団等ボランティア主体の活動の充実
- ・国際赤十字との更なる協働

第1次中期事業計画(2020～2022年度)

令和4年度 佐賀県支部のビジョン〔目標〕

『“共に”歩み続ける。日本赤十字社佐賀県支部』

～ 記念事業をステップとして ～

優先課題〔事業推進課〕

- ① 救護能力の向上・救護体制の強化
- ② 青少年赤十字100周年記念事業を通じた学校現場との関係強化
- ③ 地域づくりを担う赤十字ボランティアの育成

優先課題〔総務課〕

- ① 赤十字会員・活動資金の増強
- ② 佐野常民生誕200年記念事業を通じた赤十字思想の普及
- ③ 経営改善に向けた予算管理〔選択と集中〕

優先課題〔両課共通〕

- ① 地区区分区との連携強化
- ② 広報の強化〔ブランド力の維持・向上〕
- ③ ICTの積極的な利活用

令和4年度 佐賀県支部事業計画

■ 令和4年度 佐賀県支部ビジョン

『“共に”歩み続ける。日本赤十字社佐賀県支部』

■ ビジョン策定の趣旨

『共に』

<新型コロナと共に>

佐賀県支部は、今年度も新型コロナと向き合い、創意工夫しながら各事業を進めていく。

<災害被災者と共に>

佐賀県支部は、災害で被災された方に寄り添い、元の暮らしに戻るまで、息の長い救護活動を行っていく。

<パートナーと共に>

佐賀県支部は、会員や寄付者、ボランティア、地区分区、関連施設（本社、病院、血液センター）などの赤十字パートナーとの連携をより強固にし、総合力を発揮することで、地域に寄り添った活動を展開していく。

『歩み続ける』

佐賀県支部は、頻発化する自然災害や新型コロナの影響下等、いかなる状況下においても、日本赤十字社の使命である「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ための活動を、一歩ずつ、止めることなく、着実に進めていく。

令和4年度 佐賀県支部事業計画

日本赤十字社は、ジュネーブ諸条約や国際人道法の精神に基づき、国内災害救護活動や国際救援活動をはじめ、日々、国内外において人道的諸活動を展開しているが、今日、頻発する大規模な自然災害や紛争・テロ、又は日本をはじめ、世界的な大問題となっている新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本赤十字社に寄せられる国民の期待は、益々高まっている。

一方、急速な少子高齢化や社会構造の変化及び、経済状況の変化などに伴い、赤十字会員や活動資金は長期漸減傾向にある。

こうした中、日本赤十字社佐賀県支部では、令和4年度においても赤十字思想のさらなる普及啓発に努めるとともに、赤十字会員をはじめとする赤十字パートナーとの連携をより強固にし、総合力を発揮することで、『共に歩み続ける。日本赤十字社佐賀県支部』であるべく、地域に寄り添った活動を展開していく。

以上のことを踏まえ、令和4年度は次の事業を計画・実施する。

□事業運営の基本方針

I 救護能力の向上・救護体制の強化

気候変動の影響等による自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やテロ等、あらゆる災害は、頻発化、激甚化しており、被災エリアについても広域化する傾向にある。

本年度は、日本赤十字社長期ビジョンに掲げられている「災害や紛争時における支援の充実」を実現する令和2～4年度第一次中期事業計画の3年目となる。令和元年佐賀豪雨災害や令和3年8月11日からの大雨災害の救護活動の経験を生かしつつ、新型コロナウイルス感染症にも対応した災害救護活動が実施できるよう、救護員の能力向上を目的とした研修や訓練を実施する。また、日赤内はもとより、外部の防災関係機関等との連携についても、より一層深めることとし、災害救護体制の更なる強化を図る。

II 赤十字会員の増強・活動基盤の強化

人口の減少および少子高齢化社会が進行し、さらには新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経済情勢の中で、赤十字事業を安定的に展開するためには、支援者及び財源の確保は喫緊の課題である。地区・分区を通じた一般各世帯からの協力をはじめ、会員管理システムの効果的運用を図りながら、法人会員の新規開拓のほか、個人に対しては遺贈・相続財産寄付、クレジット・口座振替の方式など新しい取り組みを強化する。

また、赤十字事業のより良い理解と支援を得るため、地域イベントの開催、広報紙およびホームページまたはソーシャルネットワーク、マスメディア等を有効活用し、適切な情報発信に努め、会員の増強と会費募集目標額の達成を図る。

Ⅲ 記念事業を通じた赤十字思想の普及

2022年（令和4年）は、日本赤十字社の創立者で郷土の偉人である佐野常民の生誕200年にあたることから、県内外において様々な記念事業や広報企画を展開することにより、更なる赤十字思想の普及を図る。

また、本年は青少年赤十字創設100周年にもあたることから、同じく関連の記念事業や広報企画を展開することにより、更なる学校現場との関係強化を図る。

- 博愛みらいバスの実施〔佐野常民生誕200年×青少年赤十字100周年〕
- 記念ロゴ・グッズの作成〔佐野常民生誕200年〕
- 佐野常民胸像メンテナンス〔佐野常民生誕200年〕
- 「私の考える青少年赤十字」作品募集〔青少年赤十字100周年〕
- 日赤本社との協同企画〔佐野常民生誕200年〕

※ 取り組みの一部を抜粋

Ⅳ 防災教育の推進

日本赤十字社長期ビジョンに掲げられている「レジリエンスの強化」を実現するため令和2～4年度第一次中期事業計画の3年目となる。

本年度も引き続き、一般・ボランティア向けの「赤十字防災セミナー」、小中高生対象の「青少年赤十字防災教育プログラム まもるいのちひろめるぼうさい」、幼稚園・保育所の子どもたちを対象にした「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん」の3つのプログラムの普及推進を図る。

新型コロナウイルス感染症対策と普及方法の工夫を行いながら、平時から地域や教育現場における防災、減災の知識・意識・技術の普及強化、行政等と連携した地域での講習普及等により、地域のレジリエンスの強化に取り組む。

Ⅴ 赤十字ボランティアの活性化

急速に変化する現代社会にあって、少子高齢化や多発する災害の発生により、地域社会ではボランティア活動のニーズが年々高まっている。赤十字運動の担い手である赤十字ボランティアは、地域の事情に精通しており、それぞれ独自のスキルや能力を有し、多様な経験をもった人材が多い。

このことから、平時だけでなく、災害時にも被災者支援のために、佐賀県支部と協働できる赤十字ボランティアの育成を赤十字奉仕団支部指導講師とともにを行い、より一層赤十字思想の実現を促進する。

また、現在活動する赤十字奉仕団や個人ボランティアが、より主体的・積極的に活動できるよう、「赤十字奉仕団佐賀県支部委員会」を通して奉仕団間の連携を深め、平時から顔の見える関係を構築しながら活動の活性化を図る。

Ⅵ 本社・支部・施設の総合力の発揮

本社及び佐賀県内の赤十字活動を統括する支部と、県北西部の中核病院としてその役割を果たす唐津赤十字病院、医療を支えるための血液事業を推進する佐賀県赤十字血液センターは、それぞれの資源と機能を最大限に活かし、これまで以上に連携を密にし、総合力を発揮して県民・国民のいのちと健康を守る。

□事業内容

1 災害救護活動

災害救護は、日本赤十字社の第一義的な事業である。日赤は、災害対策基本法により指定公共機関として位置付けられ、災害救助法の定めるところにより災害時における医療救護等について、国や自治体に対する協力義務が規定されている。発災時は、佐賀県との協定や支部防災業務計画等に基づき、迅速かつ適切な救護活動を実施する。

令和4年度は、今後予想される大規模災害及び新型コロナウイルス感染症に対応した救護活動の実施のため、より専門性を深めた「救護班主事研修」の開催や県内外の防災訓練等への参加を通して、個々の救護員の能力の向上を図る。

また、日赤内部や外部の防災関係機関等との連携を深め、円滑かつ効果的な救護活動ができるよう体制の強化を図る。更に、災害時、佐賀県支部と協働する「赤十字防災ボランティア」に対して実践的な合同訓練や研修等を行う。

考え得る全ての策を講じ、明日起こるかもしれない災害に対して万全の備えを行い、地域に信頼される赤十字を目指す。

(1) 個々の救護員の能力向上

令和元年佐賀豪雨災害や令和3年8月11日からの大雨災害等の救護活動の経験を踏まえて、支部災害対策本部要員は、被災した場合の受援体制構築を主とした「支部災害対策本部運営訓練」、衛星電話や業務用無線を使用した情報伝達訓練等を定期的実施する。

また、救護班要員は、常備救護班要員研修会や九州八県支部合同災害救護訓練、全国救護班研修会を始め、県内の関係各機関が実施する防災訓練等に計画的に参加し、災害によって異なる被災地のニーズに対応できるよう、内容をアップデートしながら能力向上を図る。

特に主事職は、災害時に高い専門性が求められることから、更なる能力向上を目的に「救護班主事研修会」を実施する。

災害派遣チーム（日本DMAT）として指定を受けている唐津赤十字病院のDMAT3チームは、広域災害に即した機動的な訓練を実施する。

(2) 基盤となる救護体制の更なる強化

近年の自然災害が、頻発化、激甚化、広域化していることから、隣県や第6（九州）ブロック、外部の防災機関との連携が今まで以上に求められている。被災地での救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう、また安全に、安心して活動できるよう、平時から訓練や研修、申し合わせ書改訂などを積極的に合同で実施し、活動の基盤となる救護体制の一層の強化を図る。

(3) 赤十字防災ボランティアとの協働

災害時の救護活動や復旧・復興の支援活動を担う赤十字防災ボランティアについては、全12奉仕団における希望者に対して、災害時、佐賀県支部と協働するための「防災ボランティアセンター」の立ち上げ・運営訓練や、

防災ボランティア研修会など必要な訓練、研修等を継続して実施する。

また、防災ボランティアセンターの運営を始め、赤十字防災ボランティアの統括を担う「防災ボランティア・リーダー」を養成するため、本社主催研修へ計画的に人員を派遣する。また、発災後、スムーズかつ継続的に支部へ参集するための緊急時連絡体制の更なる構築を進める。

特に看護奉仕団は、令和3年8月11日からの大雨災害において、避難所で実際に行った避難者への健康アセスメントや、被災地域の在宅避難者への聞き取り調査、または災害ボランティアセンター内の救護活動を通して得た知見を活かし、ニーズの高い看護職の派遣が継続的にできるよう、体制構築を図る。

(4) 災害医療コーディネートチームの更なる参画

被災地の行政が設置する保健医療調整本部の調整の下、防災関係機関や各種災害支援団体との協力体制をスムーズに構築するため、各県支部に「日赤災害医療コーディネートチーム（4人編成）」を整備しており、現在、佐賀県支部では2チーム編成している。本社におけるチーム対象の研修会等に参加し、その能力を一層高めるとともに、メンバーが県内の訓練や研修等に積極的に参画することで、知見や最新情報をフィードバックする。

(5) プロジェクトMへの参画

佐賀県が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した医療提供体制の強化のために取り組んでいる、令和2年度にスタートした「プロジェクトM」に引き続き参画し、必要な医療資器材等の調達、保管・配送を行うなど、連携・協力する。

(6) 救護装備及び救援物資の整備

災害発生時において、救護活動及び生活物資の支援活動が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な資機材、物資の整備、備蓄を計画的に行う。

○救護装備保有状況

(令和3年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
救急車	2台(1)	発電機	5基(1)
災害救援車	7台(2)	投光器	6台
災害連絡車	2台	防雨ヘッドランプ	40個(4)
医療セット	2組(2)	防護用ゴーグル	40個(10)
担架	20台(5)	防護用ヘルメット	35個(4)
簡易ベッド	26台(6)	折り畳み式机	6台
災害救護用パソコン	1台	無線基地局(150MHZ)	3局
災害救護用通信機器(Wifi)	1機	車載無線機(")	28台
パイプテント	27張	携帯無線機(")	14台
ドラッシュテント	1セット	無線基地局(400MHZ)	1局
エアーテント大	2セット(1)	車載無線機(")	7台

品名	数量	品名	数量
エアertent小	2セット(1)	携帯無線機(400MHZ)	15台
イージーアップ・テント	22張	車載衛星電話	2機
NBC災害除染セット	1セット	可搬型衛星電話	1機(1)
デジタル個人線量計	42個	折り畳み舟艇	1隻
空間線量率測定用サーベイメータ	1台	折り畳みリヤカー	2台
防護服セット	42セット	非常用炊き出し釜	22台
災害用トイレ	2据	DMAT資器材	1セット(1)
自動体外式除細動機(AED)	2台	浄水器	1台
災害用蓄電池	1台		

※ () カッコ内は唐津赤十字病院及び地区分区の備蓄数(内数)

○救援物資備蓄状況

(令和3年12月末現在)

品名	数量	品名	数量
毛布	1,497枚	安眠セット	422組
緊急セット	584個	乾燥米	912食
タオルケットセット	224組	ブルーシート	102枚
バスタオル	815枚		

○令和4年度に新たに追加整備するもの

品名	数量
救護服(夏・冬)	各10着

(7) 災害被災者に対する緊急物資等の配布

火災、風水害による被災世帯に対し、次の基準により見舞金品を贈る。

ア. 家屋の全壊、流出、全焼の場合

(ア) 見舞品

- 毛布…………… 1人1枚
- バスタオル…………… 1人1枚
- 緊急セット…………… 4人まで1個、5人以上2個

(イ) 見舞金

- 1世帯…………… 10,000円

イ. 家屋の半壊、半焼、床上浸水の場合

- 毛布…………… 1人1枚
- バスタオル…………… 1人1枚
- 緊急セット…………… 4人まで1個、5人以上2個

(8) 防災に関するセミナーの開催

令和元年佐賀豪雨災害や令和3年8月11日からの大雨災害等を始め、大雨や台風、地震など自然災害が頻発する近年、地域住民の防災への意識がこれまで以上に高まっている。併せて、新型コロナウイルス感染症感染防止への対応方法も求められている。

それらのニーズに応えるべく、赤十字が保持している知識や技術をもとに、自助・共助の考えや感染症対策などをカリキュラムとした「赤十字防災セミナー」を地域防災組織や学校などへ出向いて開催する。新型コロナウイルス感染防止対策を取りながら、自分のいのちは自分で守る「自助」の考えや事前に備えることの重要性を伝える。

平成28年度以降、防災セミナーで講師を務める防災教育事業指導者を毎年2名ずつ養成しており、本年度も「2名」養成し、増加する防災セミナーへ対応する。

また、幅広く県民に防災・減災に関する知識・意識・技術を伝えるため、テレビ、新聞、ラジオ等のメディアと協働する。

開催計画は次のとおり。

○赤十字防災セミナー

対象	実施回数	受講者数
地域・学域・職域他	20回	1,000人

○カリキュラム

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社の紹介 ・災害への備え ・大雨からいのちを守る ・地震・津波からいのちを守る ・応急手当(デモンストレーションのみ) ・災害食作り(飲食は伴わず) ・災害図上訓練(D I G) ・災害エスノグラフィー 等

※上記のカリキュラムを選択、組み合わせて実施

○防災教育事業指導者：10人

年度	H28	H29	R元	R2	R3	R4
養成人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人予定

(9) 臨時救護

県、市町、公共的団体等が実施する各種スポーツ大会、イベントなどの行事が開催される際、参加者の安全を確保するため関係機関の要請を受けて救護班(員)を派遣する。

(10) 赤十字看護師(救護員)の養成

佐賀県支部では、明治29年以降、赤十字看護師を養成して社会に送り、戦時救護活動、災害救護活動並びに本県の医療及び公衆衛生の普及向上に貢献してきたが、引き続き災害救護業務に従事する救護看護師を確保し、併せて唐津赤十字病院において必要とする看護師の充足に資するため、日本赤十字九州国際看護大学(福岡県宗像市)で当支部看護学生奨学生を委託養成する。

養成数 8人

学校名	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
日本赤十字九州国際看護大学	2人	2人	2人	2人

2 国際救援活動

本社との連携のもと、世界各地で頻発している地震や洪水などの大規模自然災害による被災者ならびに感染性疾患による患者の救済・支援、宗教や民族の対立等に起因する紛争やテロによる難民・被災者等への緊急支援はもとより、中長期にわたる復興支援及び発展途上国赤十字社の開発計画への支援等を実施する。

3 救急法等の講習普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習の普及を図る。

講習開催が、地域における自助・互助の意識の醸成に貢献できるよう、引き続き防災や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の普及に取り組む。

また、感染症流行下であっても動画教材やICTの活用を推進することにより、講習普及の充実、強化を図る。

(1) 救急法

令和4年度から、心肺蘇生法の2020年版国際ガイドラインに基づく講習を開始する。公共施設や商業施設等におけるAED（自動体外式除細動器）の整備進展に併せ、市民による心肺蘇生時にAEDを使用する割合を高め、多くの一般市民がAEDを扱うことができるよう講習普及を図る。

日常生活における事故防止や手当ての基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できるよう、最新の国際的ガイドラインや指針に基づいた講習を開催する。

(2) 水上安全法

安全に水と親しむための、事故防止や泳ぎの基本と自己保全、水の事故に遭った際の救助や手当の方法などの知識と技術の普及を図る。

特に子どもたちに対しては、着衣状態での入水や、自分自身を守るため身近な物を使って浮く方法について、体験を通して自分のいのちを守るための講習を実施する。

(3) 健康生活支援講習

健やかな高齢期を迎えるために必要な健康増進の知識や、高齢者の自立支援に役立つ介護技術などの普及を図るとともに、災害時要援護者である高齢者の避難所での生活に焦点をあてた「災害時高齢者生活支援講習」を開催し、避難所生活における不安の軽減や、不自由な生活から高齢者を守るために必要な知識や支援技術を普及する。

(4) 幼児安全法

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故に対する事故防止と手当ての方法、家庭内での看病の

方法に加え、災害時の乳幼児支援についての知識や技術を普及する。

各種講習会の開催計画は次のとおり。

○ 救急法

対 象 (所要時間)	基礎講習 4時間(回)	救急員養成講習 10時間(回)	短期講習 2時間(回)
地 域	1	1	15
学 域	5	5	25
職 域	2	2	30
そ の 他	5	5	10
計	13	13	80

○ 水上安全法

対 象 (所要時間)	救助員養成講習Ⅰ 14時間 プール(回)	救助員養成講習Ⅱ 12時間 海(回)	短期講習 2時間(回)
地 域	0	0	6
学 域	0	0	10
職 域	0	0	2
そ の 他	1	0	2
計	1	0	20

○ 健康生活支援講習

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 12時間(回)	短期講習 2時間(回)
地 域	1	5
学 域	1	2
職 域	0	1
そ の 他	1	2
計	3	10

○ 幼児安全法

対 象 (所要時間)	支援員養成講習 12時間(回)	短期講習 1～2時間(回)
地 域	1	20
学 域	2	2
職 域	1	7
そ の 他	0	1
計	4	30

4 赤十字奉仕団活動

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的使命に賛同する組織として赤十字事業を支えている。

平成29年6月に奉仕団の主体的かつ積極的な活動の推進と奉仕団どうしの連携を図る目的で設置した赤十字奉仕団規則に則り、令和3年4月に名称変更した「赤十字奉仕団佐賀県支部委員会」は、赤十字奉仕団支部指導講師とともに、今後、更なる奉仕団間の連携強化をすすめる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、ICTツールの勉強会や情報提供を行い、連絡網の構築と研修の場を確保し、活動機会の創出によってボランティアの活躍の拡大を図る。

[主な取り組み]

- ア 赤十字精神の普及と会員増強に関する活動
- イ 災害救護に関する活動
- ウ 救急法等講習普及に関する活動
- エ 青少年赤十字の普及、育成に関する活動
- オ 献血推進及び血液センター業務援助に関する活動
- カ 地域における高齢者支援のための活動
- キ 国際活動

(1) 地域奉仕団

地域赤十字奉仕団は、地区・分区内の地域婦人会から結成されており、県内26団、登録団員数3,115人（令和3年12月末現在）が登録する赤十字奉仕団の中で最も大きい組織である。県内各地区・分区にあつて、災害が発生した場合など機動的に活動する赤十字の要となる組織であることから、今後とも県地域婦人連絡協議会と密接に連携を保ちながら、団員の確保及び次の活動の充実強化を図る。

[主な取り組み]

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ 地域ボランティア活動
- ウ 献血推進活動
- エ 海外救援金の募集活動

(2) 青年奉仕団

これからの赤十字活動の活性化を図るため、若年層に対して如何に赤十字運動に対して関心を持ってもらい、活動に参加してもらうことができるかが重要である。佐賀県支部では、青少年赤十字活動からの継続した活動と、団員一人ひとりが主体的で積極的な活動ができる奉仕団を目指し、次のとおり活動する。

[主な取り組み]

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ HIV/AIDS予防啓発ピア・エデュケーション
- ウ 地域ボランティア活動

- エ 青少年赤十字活動支援
- オ その他ボランティア活動

(3) 特殊奉仕団

本県支部管内には、専門的な能力や特性を生かした奉仕活動を行う組織として「救急法奉仕団」「水上安全奉仕団」「幼児安全法奉仕団」「無線奉仕団」「特殊輸送奉仕団」「看護奉仕団」「赤十字奉仕団しゃちの会」「赤十字奉仕団ほっと」「青少年赤十字賛助奉仕団」「赤十字飛行隊佐賀支隊」があるが、赤十字事業の普及発展のため、奉仕団の主体的な活動の強化と奉仕団同士の連携が構築できるように努める。

〔主な取り組み〕

- ア 災害救護活動（災害時ボランティア・訓練・研修）
- イ 救急法等講習普及活動
- ウ 臨時救護ボランティア
- エ 青少年赤十字活動の加盟促進と活動支援
- オ 高齢者施設でのボランティア活動
- カ 国際救援金の募集活動
- キ 赤十字広報資材業務支援

(4) 研修会等の開催および派遣

- ア 赤十字ボランティア養成（基礎・リーダー）研修会
- イ 全国赤十字奉仕団中央委員会（全国）
- ウ 九州ブロック奉仕団委員長会議（九州ブロック）
- エ 赤十字奉仕団ボランティア・リーダー研修会（全国）
- オ 青年赤十字奉仕団全国協議会（全国）

5 青少年赤十字（JRC）活動

青少年赤十字活動は、小・中・高等学校及び幼稚園・保育園の教育活動の中で児童・生徒等が赤十字を正しく理解し、一人ひとりが「気づき・考え・実行する」の態度目標のもと、赤十字活動に参加することにより、命と健康を大切にする望ましい人格と精神を自ら作りあげ、将来世界の平和と人類の幸せに尽くすことができ、立派な人材に育つことを目的に行なわれている赤十字の重要な活動である。

平成28年度から、青少年赤十字指導者協議会の主体性と青少年赤十字加盟校の活動の理解と活性化のため、若手指導者の育成と加盟校長研修会の充実に取り組み、令和2年度からは、佐賀県教育センターを通し青少年赤十字理解の啓発を図った。

今年度は、青少年赤十字活動が今以上に理解され、共有され、根付くために、広報にも力を入れ、多忙化が進む教育現場に取り入れることの便益について理解を得ながら、学校との関係性強化を図っていく。

(1) 青少年赤十字100周年記念企画

令和4年は、青少年赤十字創設100周年にあたることから、本社や佐賀県青少年赤十字指導者協議会及び青少年赤十字賛助奉仕団と連携の上、様々な記念事業や広報企画を展開し、更なる学校現場との関係強化を図る。

- 博愛みらいバスの実施（佐野常民生誕200年記念企画との合同）
- 「私の考える青少年赤十字」作品募集

(2) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

小・中・高等学校において、青少年赤十字活動をはじめ学校生活でのリーダーを養成するため各学校から推薦された青少年赤十字メンバーを対象に「北山少年自然の家」でリーダーシップ・トレーニング・センターを実施する。※指導者協議会との協議により日帰り又は1泊2日での開催予定

- 小学校の部 40人
- 中学校の部 50人（人数制限：各校2名までの参加）
- 高等学校の部 40人

(3) 青少年赤十字スタディー・センター

全国各都道府県支部管内における高等学校青少年赤十字活動の中心となるリーダー養成をめざすために日赤本社主催で毎年開催される。本県からもリーダーシップ・トレーニング・センター修了者の中から2名の高校生メンバーを選出し派遣する。

(4) 青少年赤十字防災教育

過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害から人々のいのちを守るための防災教育について、防災教材の活用を図り、学校教育を通じた防災教育の普及に取り組む。また、今年も学校防災講座（県教育センター）へ参画し学校現場への防災教育普及を一步進める。

「ためになる！青少年赤十字防災学習」の事例集を発行し、各学校の防災教育普及へ一石を投じる。

(5) 各種講習会等への指導者派遣

ア	全国青少年赤十字指導者協議会総会（東京都）	1人
イ	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会（東京都）	1人
ウ	九州ブロック青少年赤十字指導者養成講習会（福岡県）	2人
エ	青少年赤十字創設100周年記念国際交流事業	2人
オ	青少年赤十字加盟校校長等研修会（メートプラザ佐賀）	100人
カ	佐賀県青少年赤十字指導者育成研修会（龍登園ホテル他）	20人
キ	佐賀県青少年赤十字指導者協議会理事研究会（龍登園ホテル）	23人
ク	青少年赤十字加盟登録式へ講師（賛助奉仕団員）の派遣	延べ20人
ケ	指導者協議会・賛助奉仕団による加盟促進のための学校等訪問	延べ5人

(6) 広報の強化

JRC活動の内容や特色を、JRC便りの発行、SNS、テレビ、新聞、ラジオ等のメディアなどを通して情報発信する。

6 赤十字思想の普及

(1) 佐野常民生誕200年記念企画

日本赤十字社の創立者で郷土の偉人である佐野常民（佐賀市川副町出身）が、令和4年に生誕200年を迎えることから、本社及び佐賀県支部、唐津赤十字病院、佐賀県赤十字血液センターが連携し、次のとおり様々な記念事業や広報企画を展開する。

- ア 博愛みらいバス（青少年赤十字創設100周年企画との合同）
- イ 記念ロゴ・グッズの作成・配布
- ウ 佐野常民胸像のメンテナンス（佐賀県赤十字有功会事業）
- エ 佐賀県支部発行広報誌による特集
- オ メディアを通じたPR
- カ 日赤本社との協同企画（佐野歴史館シアター動画の職員視聴等）

(2) 全国赤十字大会

日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヵ月間展開される「赤十字運動月間」中に、明治神宮会館（東京都）において、名誉総裁皇后陛下をはじめ名誉副総裁各宮妃殿下をお迎えし、全国の赤十字関係者約2,000人が参加して全国赤十字大会が開催される。佐賀県支部から本社理事、受章(彰)者代表、奉仕団員及び地区・分区役職員等20名が出席する。

(3) 九州八県赤十字大会

九州八県が毎年持ち回り当番で開催している「九州八県赤十字大会」を令和4年度は宮崎県で開催する。この大会は、赤十字事業の推進に多大な功労があった方々を顕彰し、併せて赤十字思想の普及と会員の増強を図り、社業の発展を期することを目的として開催され、例年、日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下のご臨席を得て、九州各県の赤十字関係者約1,200人が一堂に会する。

大会では、「有功章特別社員」の個人・法人に対し、宮妃殿下からの有功章のご授与や、日本赤十字社社長から感謝状の贈呈が行われる。

(4) 世界赤十字デー

国際赤十字連盟では、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日である5月8日を「世界赤十字デー」と定めており、この日を中心に世界各国でさまざまな記念イベントが開催されている。佐賀県支部では、5月に広報活動を集中して実施するほか、年間を通して赤十字運動の推進のため、赤十字防災セミナーや救急法講習など新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら県内各会場で計画的に開催する。

(5) 広報活動

人道的使命に基づき国内外で展開している赤十字活動を、より多くの県民の皆様にご理解いただき、引続き支援していただくために、広報活動の充実が重要である。

赤十字の実施する事業の透明性や、寄付者の方々に対する説明責任は常に求められており、また、大規模自然災害等の頻発や、新型コロナウイルス

スの感染拡大により、日本赤十字社の活動に寄せられる期待は近年より一層高まっている。

これらのニーズにこたえるため、これまで同様県内3施設が一体となり、次のとおり広報活動を展開する。

- ア 支部の広報紙「赤十字さが」を年2回、42,000部（21,000部×2回）発行する。また、本社が毎月発行している「赤十字NEWS（新聞）」2,000部を、地区・分区並びに赤十字事業協力者などに配布し、赤十字事業の紹介や普及活動に努める。
- イ 赤十字事業を紹介するとともに、特別社員（会員）への加入等呼びかける広報用チラシ約 350,000部を作成し、5月の「赤十字会員増強運動月間」中に県下の全世帯に配布する。
- ウ 県内赤十字3施設職員からなる「合同広報委員会」を継続し、各施設の抱える広報的課題に対し、施設横断的に取り組むとともに、SNSを中心とした情報発信を行うなど、コロナ禍・ポストコロナでの新たな広報の在り方を検討する。
- エ 支部所有の赤十字事業紹介用パネル、DVDなどを、地区・分区並びに青少年赤十字加盟校等の要請に応じて貸し出す。
また、新型コロナウイルスへの対応について描いた動画「ウイルスの次にやってくるもの」や、防災意識の啓発動画「不安が見えなくなるメガネ」など、日赤が作成した動画を教育現場等で活用してもらえるよう積極的に呼びかけるとともに、若年層にターゲットを絞った動画コンテンツの作成を行う。
- オ テレビ、ラジオの放送局並びに新聞社等の積極的な協力を得るため、各機関に広報用の情報を積極的に提供するとともに、ケーブルテレビを活用して、地域に密着した情報発信を行なう。
- カ 県や市町広報紙に赤十字会員増強運動月間や赤十字事業等の紹介記事を掲載してもらうため広報依頼を積極的に行う。
- キ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各市町において開催される防災訓練やイベント等が中止や規模縮小となり、地区・分区と共催で赤十字事業紹介コーナーを設けて広報活動を行なうことが難しいため、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSを積極的に活用し、情報発信を行う。
- ク 企業とのコラボレーションによる赤十字の周知活動を行なう。
- ケ SNSや広報誌といった各広報媒体から、支部WEBサイトに誘導することで、支部のWEBサイトの周知を行う。
また、令和3年度のホームページリニューアルに伴い新たに設けられたコンテンツページを生かし、佐賀県の赤十字の事業について紹介する記事や、防災・減災について呼びかける記事を随時更新し、ホームページの内容をより充実させる。

7 赤十字会員及び活動資金の増強

人道的使命を達成する日本赤十字社の多岐にわたる事業は、組織と財政の基盤である「会員」の皆様に拠出していただく「会費」によって支えられている。このため、支部と地区・分区が一体となり、5月の「赤十字運動月間」を中心に赤十字思想の普及・啓発活動を重点的に展開する。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴い、厳しい経済状況の中ではあるが、法人会員の増強を図るため、より効果的なダイレクトメールや支部職員の訪問活動を効率的に推進するとともに、「佐賀県赤十字有功会」と連携し、新たな「有功章特別社員(会員)」の確保に努める。

(1) 会員及び活動資金増強の重点事項

ア 法人会員の増強

従来から実施しているダイレクトメール(年2回)の結果を再分析することで、応諾率及び寄付額向上のための検討を行い、内容物の工夫や新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらの訪問活動強化を通し、継続寄付及び新規法人の開拓など、法人会員の増強を図る。

イ 佐賀県赤十字有功会の活動強化

令和3年度に活動の特化やこれを推進するための組織体制の改革を実施した。これまでの個人会員に加え、新たに法人会員の入会を経て、今年度は新体制のもと、防災教育推進や青少年赤十字活動の支援等、特に若年層への赤十字思想の普及活動をより一層拡充し、赤十字会員及び活動資金の増強に繋げる。

ウ 赤十字支援マークの活用

社会貢献活動の一環として赤十字に継続的に協力する企業・団体に対し、支援活動を公にできる「赤十字支援マーク」の使用を積極的に働き掛ける。

エ 遺言信託等に関係した募集の推進

遺贈・相続財産寄付等のポスター、パンフレットおよびチラシを信託銀行や弁護士会、司法書士会など多くの関係先に紹介配付し、情報提供や協力を依頼する。

オ 赤十字支援型自動販売機の設置による継続的寄付金確保の推進

社会貢献策の一つとして赤十字支援型自動販売機の設置を積極的に広報し、公共施設、職域、学校、建設現場などで広く活動資金の継続的な確保に努める。

カ 口座振替、クレジットカード決済による活動資金募集

地区・分区、ホームページ、フェイスブック等で広報し、口座振替、クレジットカード決済による新たな赤十字会員と活動資金を確保する。

(2) 会費募集目標額

地区・分区で取りまとめられている一般会費は、評議員会の承認を受け、平成10年度から一世帯600円を目標額と定めている。この地区・分区から寄せられる会費（一部法人会費を含む）は、全活動資金の約8割を占め、支部事業財政の根幹を成しており、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う厳しい経済情勢の中、支部の赤十字事業推進には今後とも一世帯600円の目標額達成は不可欠である。

このため、地区・分区管内の自治会、町内会ならびに赤十字奉仕団員等と密接な連携を図り、会費募集目標額達成に努めていく。

また、令和2年国勢調査の結果に基づく各市町の会費募集目標世帯数を算出し、令和4年度から令和8年度までの会費募集目標額を以下のとおり設定している。

さらに、令和5年度に佐賀県支部が開催当番となる九州八県赤十字大会に向けて、昨年度に引き続き社資募集の強化を図る。

(円)

区 分	地区・分区扱	支 部 扱	計
一 般 会 費	135,470,000	9,500,000	144,970,000
法 人 会 費	1,221,000	13,557,000	14,778,000
合 計	136,691,000	23,057,000	159,748,000

令和4年度 唐津赤十字病院事業計画

□ 唐津赤十字病院の基本理念 唐津赤十字病院の基本方針

「安心な医療」

「あたたかい看護」

「地域への貢献」

- 1 患者さんの人権を尊重します。
- 2 質の高い医療と看護を提供します。
- 3 救急医療やがん医療の充実に努めます。
- 4 地域医療連携を推進します。
- 5 災害救護に貢献します。
- 6 健全で安定した経営基盤を確立します。

□ 令和4年度の重点的取組み

唐津赤十字病院は本年度も引き続き、「第7次佐賀県保健医療計画」および「公的医療機関等2025プラン」に基づき、5疾病5事業への取り組みを重点的に推進するとともに、北部医療圏における当院の役割である高度急性期および急性期医療の充実に努める。

当院では基本理念、基本方針に基づき3つの戦略テーマを策定した。3つの戦略テーマは「安心・安全な医療の提供」、「地域医療連携の強化」、「働き方改革の推進」としている。各戦略テーマに沿った行動計画を実践し、「経営状況の健全化」を目指す。

経営状況の健全化については、喫緊の課題として医業収益の回復に努め、人件費をはじめとする医業費用の適正化により一層努める。また、令和4年度は診療報酬改定の年度であることから、諸改定項目に対して迅速に院内環境を整備する。特に、重点課題として示されている2点——新型コロナウイルス感染症への対応、働き方改革の推進に関して早急に対応を進める。

以上の3つの戦略テーマに基づく行動計画を説明する。

1 安心・安全な医療の提供

(1) 唐津赤十字病院が担うべき医療の提供

救急医療

- ・ 地域救命救急センターとして、北部医療圏の主に三次救急を担う。
- ・ 救急車やドクターヘリ等の受入れについて、年間2,000台以上の受入れを目指し、行政、消防等の関係機関や地域医療機関との連携強化に努める。
- ・ 救急医の確保に向けて、大学等の関係機関へ継続的な協力を依頼し、安定的な救急医療体制の維持に努める。

小児医療

- ・ 地域連携小児救急センターにおいて一次救急を提供し、入院診療を要する二次救急については、当院小児科にて担当する。
- ・ 安定的な小児救急医療体制の維持のため、引き続き各大学・医師会の協力を仰ぐとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で収支が大幅に悪化している地域連携小児救急センターについては、財政面における行政の継続的な支援のもと運営の安定化を目指す。

周産期医療

- ・ハイリスク分娩のみならず通常分娩についても地域で安心して行えるような体制づくりに努める。
- ・今後の体制維持には産婦人科医の増員が不可欠であるため、行政、医師会等の協力を仰ぎ、引き続き大学等関係機関にも協力を依頼し、体制維持に努める。

感染症医療

- ・第二種感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症医療を提供する。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行時には行政からの要請に従い、迅速に対応する。

災害医療

- ・地域災害拠点病院として、有事の際にも診療機能を維持できる体制づくりに努める。
- ・DMAT指定医療機関としてDMAT、日本赤十字社として常備救護班を常設し、国内で災害が生じた際の派遣要請に応じられるよう備える。

(2) 質改善活動

質の高い医療の提供

- ・各種ガイドラインに沿って、EBM¹に基づくクリニカルパス²を作成する。
- ・クリニカルパスの適用率は65%を目標値として、適用拡大に取り組み、効率的かつ質の高い医療を提供する。

患者満足度の向上

- ・患者満足度調査を外来・入院ともに実施し、改善点の把握に努める。
- ・ご意見箱を院内各所へ設置し、患者さんのご意見やご要望に対して真摯に対応する。

2 地域医療連携の強化

(1) 地域医療支援病院としての機能強化

地域医療機関との連携

- ・かかりつけ医等からの紹介は原則断らず、院内外との情報共有を密にし、紹介患者のスムーズな受入に努める。
- ・病診連携を促進し、佐賀県診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）の登録医療機関の増加を目的として、連携医療機関への支援を継続的に行う。

PFM（ペイシェント・フロー・マネジメント）³の推進

- ・PFM介入件数増加に努め、患者の入院前から退院後の生活を見据えた生活環境等の情報収集および支援に取り組む。
- ・地域完結型の医療を目指し、逆紹介を積極的に推進する。

高度医療機器の共同利用

- ・高度医療機器の更新・整備については計画的に行い、適正な運用を継続する。
- ・高度医療機器の共同利用を推進するため、地域医療機関に周知する。

(2) 地域がん診療連携拠点病院としての機能強化

- ・かかりつけ医等の地域医療機関との連携体制を構築する。
- ・手術、放射線治療、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療および緩和ケアを提供する。
- ・本年度は放射線治療装置の更新時期であり、該当する疾患の集患についても積極的に推進する。
- ・がん相談支援等のがん患者の心と体を支援する体制を維持する。

3 働き方改革の推進

(1) 医療従事者の負担軽減

- ・すでに取組みを進めている労務管理の徹底に加え、タスク・シフト、タスク・シェアを推進する。
- ・医師事務作業補助者による医師の陪席業務を拡大し、医師の負担軽減を図る。

(2) 医療従事者の確保対策

医師の確保

- ・救急科、小児科、産婦人科等の医師確保のため、各大学に対して医師派遣を要請するとともに、行政および医師会へ継続的な支援を依頼するなど、医師確保に向けて積極的な働きかけを推進する。
- ・臨床研修指定病院として、継続的に研修医の受入れを行い、適切な臨床研修環境を整備する。

看護師・助産師の確保

- ・看護師・助産師を確保し、当院が担う様々な医療機能に対応する。
- ・採用後のキャリアアップのための研修制度等、働き方改革を推進する。

(3) 職員満足度の向上

- ・職員満足度調査およびストレスチェックを実施し、現状の把握および改善に取り組み、働きやすい環境づくりに努める。
- ・すでに実施しているメンタルヘルスケアに加えて、新型コロナウイルス感染症対応に従事した職員等への心のケアに取り組む。

用語解説

1 EBM

Evidenced-Based Medicineの略称、科学的根拠に基づいた医療のこと。ガイドライン等の入手可能で最良の科学的根拠を把握した上で、個々の患者に特有の臨床状況と価値観に配慮した医療を行うための一連の行動指針。

2 クリニカルパス

患者状態と診療行為の目標、および評価・記録を含む標準診療計画であり、標準からの偏位を分析することで医療の質を改善する手法のこと。

3 PFM

Patient Flow Managementの略称、入退院に関連する多職種が連携しながら仕事を行い、患者の身体的・精神的・社会的側面の問題をとらえ、退院後を見据えて、最適な医療を提供する手法のこと。



×



2022年(令和4年)は、「日本赤十字社創立者 佐野 常民の生誕200年」と、「青少年赤十字 創設100周年」の記念の年にあたります。

- | | |
|----------------|---|
| ○ 日本赤十字社佐賀県支部 | 〒840-0843
佐賀市川原町2番45号
TEL 0952-25-3108 FAX 0952-25-4184 |
| ○ 唐津赤十字病院 | 〒847-8588
唐津市和多田2430
TEL 0955-72-5111 FAX 0955-72-9530 |
| ○ 佐賀県赤十字血液センター | 〒849-0925
佐賀市八丁畷町10番20号
TEL 0952-32-1011 FAX 0952-32-2002 |